

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	3	担当課	森林整備課
法令名	地すべり等防止法	根拠条項	21-5	不利益処分の種類	監督処分による損失補償額の負担命令	
<p>都道府県知事の統括する都道府県は、第3項の規定による補償の原因となった損失が、第2項第3号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。</p>						